

事務連絡
令和6年8月22日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた既存の病院及び診療所について、令和6年7月5日付け消防予第328号によりスプリンクラー設備の設置状況等の調査を実施したところです。

当該調査の結果について、別添1及び別添2のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

当該病院及び診療所については、経過措置が令和7年6月30日までとなっていることから、下記事項に十分留意の上、引き続き、当該病院及び診療所の関係者による計画的な対応を御指導願います。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 次に掲げる既存の病院及び診療所は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物には該当せず、令第12条第1項第1号イの規定によるスプリンクラー設備の設置義務の対象とならないものであることから、改めて精査されたいこと。
 - (1) 次のいずれかに該当する病院
 - ア 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第3項に規定する体制を有するもの。
 - イ 診療科名中に特定診療科名（規則第5条第4項に規定する診療科名をいう。以下同じ。）を有しないもの。
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床を有しないもの。
 - (2) 次のいずれかに該当する診療所
 - ア 診療科名中に特定診療科名を有しないもの。

イ 許可病床数（医療法第7条に規定する病床数をいう。以下同じ。）が4未満であるもの。

なお、許可病床数が4以上であっても、一日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が1未満のもの（入院が常態化していないことが確認できるもの）にあっては、許可病床数が4未満であるものとして取り扱って差し支えないものであること。

2 診療科名、許可病床数、一日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）については、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）を活用して確認できること。

なお、医療情報ネットで確認できない病院又は診療所がある場合には、当該施設の関係者に対し、必要な情報を確認されたいこと。

<参考：医療情報ネット>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/

3 スプリンクラー設備の設置が必要となる経過措置期間中の施設の関係者への周知、指導等に当たり、必要に応じ、消防庁ホームページに掲載しているスプリンクラー設備に係る経過措置の周知のためのリーフレットを活用されたいこと。

<参考：リーフレット>

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_22_sprinkler.pdf

4 スプリンクラー設備等を設置するに当たり、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」（平成26年3月7日付け医政発0307第3号）に基づく事業をいう。）の対象となる場合があることから、衛生主管部局に確認の上、必要に応じ、施設の関係者に当該事業を案内されたいこと。

5 病院及び診療所は、とくに夜間は限られた職員で入院患者の対応に当たるため、火災時の危険性がより高くなるという特徴を有しており、ハード面だけでなく従業員等の教育、効果的な訓練の実施等のソフト面についても、個別の施設の特性に応じて指導されたいこと。

平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた病院におけるスプリンクラー設備の状況

	都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた病院数	スプリンクラー設備設置等		スプリンクラー設備設置等率 D=B/A	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の病院数（令和6年6月30日時点） E	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率（令和6年6月30日時点） F=(B+E)/A
		A	スプリンクラー設備設置等済 B	スプリンクラー設備設置等なし C			
1	北海道	59	40	19	67.8%	16	94.9%
2	青森県	22	14	8	63.6%	8	100.0%
3	岩手県	24	23	1	95.8%	1	100.0%
4	宮城県	20	16	4	80.0%	4	100.0%
5	秋田県	7	7	0	100.0%	0	100.0%
6	山形県	28	25	3	89.3%	3	100.0%
7	福島県	42	33	9	78.6%	9	100.0%
8	茨城県	94	76	18	80.9%	13	94.7%
9	栃木県	40	34	6	85.0%	6	100.0%
10	群馬県	102	96	6	94.1%	5	99.0%
11	埼玉県	105	98	7	93.3%	6	99.0%
12	千葉県	61	57	4	93.4%	4	100.0%
13	東京都	61	45	16	73.8%	9	88.5%
14	神奈川県	94	85	9	90.4%	8	98.9%
15	新潟県	28	25	3	89.3%	3	100.0%
16	富山県	25	24	1	96.0%	1	100.0%
17	石川県	38	36	2	94.7%	2	100.0%
18	福井県	8	6	2	75.0%	2	100.0%
19	山梨県	15	13	2	86.7%	2	100.0%
20	長野県	43	39	4	90.7%	3	97.7%
21	岐阜県	47	40	7	85.1%	7	100.0%
22	静岡県	57	52	5	91.2%	3	96.5%
23	愛知県	53	39	14	73.6%	12	96.2%
24	三重県	21	17	4	81.0%	4	100.0%
25	滋賀県	6	6	0	100.0%	0	100.0%
26	京都府	24	17	7	70.8%	7	100.0%
27	大阪府	134	123	11	91.8%	11	100.0%
28	兵庫県	66	62	4	93.9%	4	100.0%
29	奈良県	22	20	2	90.9%	2	100.0%
30	和歌山県	51	43	8	84.3%	1	86.3%
31	鳥取県	16	15	1	93.8%	1	100.0%
32	島根県	20	16	4	80.0%	3	95.0%
33	岡山県	59	57	2	96.6%	1	98.3%
34	広島県	87	84	3	96.6%	1	97.7%
35	山口県	26	22	4	84.6%	4	100.0%
36	徳島県	60	59	1	98.3%	0	98.3%
37	香川県	50	46	4	92.0%	3	98.0%
38	愛媛県	27	25	2	92.6%	2	100.0%
39	高知県	49	46	3	93.9%	3	100.0%
40	福岡県	178	164	14	92.1%	12	98.9%
41	佐賀県	38	32	6	84.2%	4	94.7%
42	長崎県	33	29	4	87.9%	4	100.0%
43	熊本県	75	72	3	96.0%	3	100.0%
44	大分県	48	46	2	95.8%	2	100.0%
45	宮崎県	82	75	7	91.5%	6	98.8%
46	鹿児島県	172	161	11	93.6%	9	98.8%
47	沖縄県	28	27	1	96.4%	1	100.0%
	全国	2,445	2,187	258	89.4%	215	98.2%

※本調査は、令和6年6月30日時点において全国の消防本部が把握している状況を取りまとめたものです。

※本調査でいう「スプリンクラー設備設置等」には、通常のスプリンクラー設備の設置のほか、パッケージ型自動消火設備の設置、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するようとする改修等を含みます。

平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた診療所におけるスプリンクラー設備の状況

	都道府県	平成26年政令第333号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた診療所数			スプリンクラー設備設置等率 D=B/A	令和7年6月30日までにスプリンクラー設備設置等予定の診療所数(令和6年6月30日時点) E	令和7年6月30日までのスプリンクラー設備設置等予定率(令和6年6月30日時点) F=(B+E)/A
		A	B	C			
1	北海道	130	101	29	77.7%	26	97.7%
2	青森県	39	30	9	76.9%	8	97.4%
3	岩手県	14	13	1	92.9%	0	92.9%
4	宮城県	22	20	2	90.9%	2	100.0%
5	秋田県	20	20	0	100.0%	0	100.0%
6	山形県	6	3	3	50.0%	2	83.3%
7	福島県	21	14	7	66.7%	4	85.7%
8	茨城県	43	38	5	88.4%	2	93.0%
9	栃木県	22	16	6	72.7%	4	90.9%
10	群馬県	20	18	2	90.0%	2	100.0%
11	埼玉県	48	44	4	91.7%	1	93.8%
12	千葉県	56	52	4	92.9%	4	100.0%
13	東京都	143	106	37	74.1%	25	91.6%
14	神奈川県	36	32	4	88.9%	2	94.4%
15	新潟県	8	6	2	75.0%	2	100.0%
16	富山県	9	8	1	88.9%	1	100.0%
17	石川県	19	17	2	89.5%	0	89.5%
18	福井県	8	4	4	50.0%	4	100.0%
19	山梨県	6	5	1	83.3%	1	100.0%
20	長野県	24	21	3	87.5%	1	91.7%
21	岐阜県	31	28	3	90.3%	3	100.0%
22	静岡県	23	21	2	91.3%	2	100.0%
23	愛知県	48	31	17	64.6%	17	100.0%
24	三重県	9	8	1	88.9%	1	100.0%
25	滋賀県	6	3	3	50.0%	3	100.0%
26	京都府	3	2	1	66.7%	1	100.0%
27	大阪府	33	27	6	81.8%	6	100.0%
28	兵庫県	46	37	9	80.4%	7	95.7%
29	奈良県	2	2	0	100.0%	0	100.0%
30	和歌山県	24	24	0	100.0%	0	100.0%
31	鳥取県	10	9	1	90.0%	1	100.0%
32	島根県	4	3	1	75.0%	0	75.0%
33	岡山県	56	50	6	89.3%	3	94.6%
34	広島県	79	71	8	89.9%	6	97.5%
35	山口県	31	23	8	74.2%	5	90.3%
36	徳島県	41	40	1	97.6%	1	100.0%
37	香川県	40	35	5	87.5%	5	100.0%
38	愛媛県	58	50	8	86.2%	8	100.0%
39	高知県	27	25	2	92.6%	2	100.0%
40	福岡県	170	156	14	91.8%	13	99.4%
41	佐賀県	50	40	10	80.0%	7	94.0%
42	長崎県	106	97	9	91.5%	9	100.0%
43	熊本県	151	147	4	97.4%	3	99.3%
44	大分県	98	93	5	94.9%	5	100.0%
45	宮崎県	63	60	3	95.2%	3	100.0%
46	鹿児島県	145	132	13	91.0%	12	99.3%
47	沖縄県	17	16	1	94.1%	0	94.1%
	全国	2,065	1,798	267	87.1%	214	97.4%

※本調査は、令和6年6月30日時点において全国の消防本部が把握している状況を取りまとめたものです。

※本調査でいう「スプリンクラー設備設置等」には、通常のスプリンクラー設備の設置のほか、パッケージ型自動消火設備の設置、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するようとする改修等を含みます。